

# 住宅安心リフォーム補助金



大切な我が家に安心して  
住み続けていただくための補助制度です



# 最大20万円

(先着順)

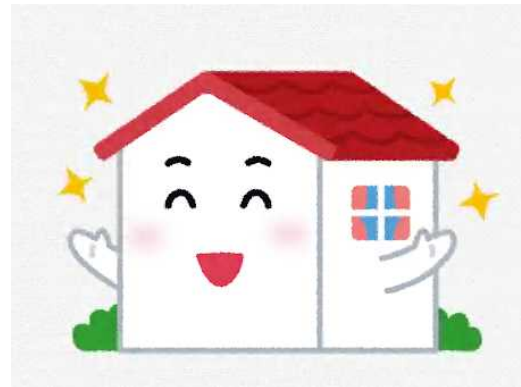
ほとんどの  
リフォーム工事が対象です。

- ☆外壁塗装
- ☆屋根塗装
- ☆キッチン取り替え
- ☆クロス・床張り替え
- ☆畳入れ替え
- ☆浴室・トイレ改修 など

詳細については  
裏面を  
ご参照ください

**NEW**

8月より  
新型コロナウイルスの影響により  
離職した方などを対象に  
補助率を40%に引き上げます



※前回補助金を受けた年度の翌年から3年を経過した方は再度申請する事ができます。

**※すでに着手している工事は補助金の対象になりません。**

## 対象となる方

次の条件を全て満たす方が補助対象者となります。

- ◎ 市内に住民登録を行っている方
  - ◎ 市税の滞納が無い方
  - ◎ **世帯全員の前年度所得（平成30年1月1日～平成30年12月31日）の合計金額が550万円未満の方**
  - ◎ 補助を受ける工事について他の補助金を受けようとしていない方
  - ◎ 現に居住している住宅の所有者、又は住宅の所有者と親子関係にある方
- ※ 前回補助金を受けた年度の翌年から3年を経過した方は再度申請することができます。



## 対象となる住宅

- ◎ 補助対象者が居住している市内の住宅
- ※ マンション等（賃貸は除く）の集合住宅の場合は補助対象者が専有する部分
- ※ 併用住宅の場合は補助対象者が居住する部分



## 対象となる工事

次の条件をすべて満たす必要があります。

- ◎ 対象となる工事費が**20万円（税込）以上**の工事
- ◎ 市内に本店を有する施工業者、又は市内に住宅を有する個人の業者が行う工事
- ◎ **令和3年3月15日までに完了する工事**
- ◎ **補助金の交付決定後に着手する工事**

## 対象とならない工事

- × 新築、改築及び増築工事
- × 門扉、塀及び造園工事等の外構工事
- × 家電製品、家具、カーテン等の備品購入費など
- ※ 対象とならない工事が他にもありますので、詳しくは、まちづくり課でご確認ください。



## 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の方

補助対象者のうち、世帯員に次の条件のいずれかを満たす方がいる場合は補助金の額を補助対象工事費（税込）の**40%**で**20万円を上限**とします。

- ◎ 新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用先から解雇等を受け離職した方
- ◎ 個人事業者などで、新型コロナウイルス感染症の影響により廃業した方
- ◎ 個人事業者などで、国が実施する持続化給付金の給付を受けている方

NEW

## 補助金交付申請について

**先着順で受付けます。**

必要書類を添えて、申請を行ってください。

※ **予定戸数に達した時点で締め切らせていただきます。**



## 補助金の額

補助対象工事（税込）の  
**20%で20万円を上限**  
とします。

お気軽に  
お問い合わせ  
ください



お問い合わせ



鳴門市経済建設部まちづくり課 建築担当  
〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170  
☎ 088-684-1164